

公 安 委 員 会		ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案について	令 和 7 年 11 月 6 日
説明資料No.	1		生 活 安 全 局

1 位置情報無承諾取得等に該当する行為の追加

いわゆる紛失防止タグを「位置特定用識別情報送信装置」と定義した上で、当該装置を所持する相手方の承諾を得ないでその位置情報を取得する行為等を規制対象に加える。

2 職権での警告を可能とするための規定の整備

警察本部長等が、警告を求める旨の申出を受けていなくても、職権で警告することができるこことする。

3 警告及び禁止命令等に係る通知に関する規定の整備

警察本部長等又は都道府県公安委員会が警告又は禁止命令等（以下「警告等」という。）をしたときは、警告等に係る申出を受けた場合以外の場合においても、速やかに、当該警告等に係る違反行為の相手方に通知をしなければならないこことする。

4 ストーカー行為等の相手方に係る一定の情報を提供するおそれがある場合の措置に関する規定の整備

警察本部長等が、警告等があった場合において、当該警告等に係る違反行為の相手方に係る情報を保有し、又は保有しようとしている者（以下「相手方情報保有者等」という。）が当該警告等を受けた者であって現にストーカー行為等をするおそれがあるものに対して当該相手方の氏名、住所等の情報を提供するおそれがあると認めるときは、当該相手方情報保有者等に対し、当該提供の相手方がストーカー行為等をするおそれがある者であることを通知して、当該提供を行わないよう求めることとする。

5 ストーカー行為等の相手方に対する援助に関する規定の整備

ストーカー行為等が行われている場合における当該ストーカー行為等の相手方に対する援助に係る努力義務の主体に、当該相手方を雇用する者及び当該相手方が就学する学校の長を追加する。

6 禁止命令等を行う都道府県公安委員会等に関する規定の整備

禁止命令等若しくは聴聞又は警告を行うことができる機関に、当該禁止命令等若しくは聴聞又は警告に係る違反行為の相手方の当該違反行為が行われた時における住所又は居所の所在地を管轄する機関を追加する。

7 施行期日

公布の日から起算して20日を経過した日

ただし、4については、公布の日から起算して3月を経過した日

公安委員会	警察官等特殊銃使用及び取扱い規範	令和7年11月6日
説明資料No. 2	の一部を改正する規則案について	警 備 局

1 経緯等

令和7年度の熊による人的被害は、死者数が10月30日時点で12人と既に過去最多となっている中、熊が人里に出現し、被害が生じる事案が引き続き多発している。こうした中、「クマ被害対策等に関する関係閣僚会議」の開催結果を踏まえ、国民の命と暮らしを守る観点から、警察官が特殊銃（ライフル銃）を用いて人里に出現した熊を駆除できるようにする必要がある。

2 改正概要

現行の警察官等特殊銃使用及び取扱い規範第4条においては、特殊銃を配備する所属が遂行する任務として、

- 重要施設の警戒警備（第1号）
- ハイジャック対処等（第2号）
- 上記以外の、凶悪な犯罪の予防・鎮圧、被疑者の逮捕（第3号）

を規定している。

同規則を改正し、同条第4号として、新たに熊等の駆除の任務を規定することとする。

3 今後の予定

令和7年11月13日（木）に公布・施行する予定。

公 安 委 員 会		令和 7 年 11 月 6 日
説明資料No.	3	警察による熊被害対策について
		生 活 安 全 局 警 備 局

1 背景

本年、東日本を中心に多くの地域で熊が人里に侵入し、人身被害が増大し、更には多様化、広域化している。10月30日時点で死者数が12名となり、昨年度まで最多だった令和5年度の死者数（6名）の2倍となるなど深刻な状況となっている。

2 現在の取組

次の取組を行うよう警察庁から都道府県警察に通達で指示（10月24日付）

（1）平素の対応

- ・関係機関との連絡・協力体制の確立、関係機関と連携した対処訓練
- ・関係法令や熊の生態、装備資機材の活用等に関する教養

（2）熊出没時の対応

- ・関係機関との協力体制確立、地域住民の安全確保、被害者の捜索救助
- ・緊急銃猟に際しての助言
- ・警察官職務執行法第4条第1項の規定に基づくハンターに対する猟銃の使用による駆除の命令

3 関係閣僚会議の開催

10月30日に「クマ被害対策等に関する関係閣僚会議」が開催され、官房長官から、警察官や狩猟免許を有する公務員が市町村による緊急銃猟に協力し、人里に侵入してきた熊を駆除できるよう関係省庁において対応するよう指示があり、国家公安委員会委員長から、警察官が市町村による緊急銃猟に協力して人里に侵入してきた熊を駆除することができるよう速やかに検討する旨を発言した。

4 警察の対応

（1）担当官の現地派遣

4日・5日に熊被害の特に大きい岩手県・秋田県に担当官を派遣して熊駆除の現状等を聴取し、熊駆除に係る警察への支援の要望等を受けた。

（2）国家公安委員会規則の改正等

- ・人里に侵入してきた熊を警察が保有するライフル銃を使用して駆除できるようにするため、ライフル銃の使用等を規定する警察官等特殊銃使用及び取扱い規範（平成14年国家公安委員会規則第16号）を改正。
- ・岩手県警察及び秋田県警察に、熊の特性等に関する教養・訓練を実施するため警察官を派遣し、改正規則施行後に、態勢を構築の上、熊駆除の任務に当たらせる。

公 安 委 員 会	第12次交通安全基本計画（中間案）	令 和 7 年 11 月 6 日
説明資料No. 4	について	交 通 局

1 交通安全基本計画について

- 交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、中央交通安全対策会議（会長：内閣総理大臣）が作成する交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策等の大綱。
- 第1次計画を昭和46年度から昭和50年度までの5か年計画で策定。5年ごとに策定し、第12次計画は令和8年度から令和12年度まで。

2 第12次交通安全基本計画（中間案）の概要

【道路交通の安全についての目標】

- ① 令和12年までに24時間死者数（※）を1,900人（30日以内死者数2,300人）以下とし、世界一安全な道路交通を実現する。

※「24時間死者数」とは、交通事故によって、発生から24時間以内に死亡した者をいう。

- ② 令和12年までに重傷者数を20,000人以下にする。

- 高齢者、こどもを始めとする歩行者の安全対策
 - ・ 道路交通環境の整備
 - ・ 交通安全教育等の推進

- 高齢運転者の対策
 - ・ 高齢者の安全運転を支える施策
 - ・ 高齢者の移動を伴う日常生活を支える施策

- 外国人の交通安全対策
 - ・ 交通安全教育等の推進
 - ・ いわゆる「外免切替」制度の厳格な運用等
 - ・ 交通指導取締りの推進
 - ・ 分かりやすい道路交通環境の確保

- 自転車の安全確保
 - ・ 交通安全教育の推進
 - ・ 普及啓発活動等の推進
 - ・ 自転車利用環境の整備
 - ・ 自転車の安全性の確保等

- 特定小型原動機付自転車・ペダル付き電動バイクへの安全対策
 - ・ 普及啓発活動等の推進
 - ・ 悪質・危険な違反者等への対策
 - ・ 車両への対策

3 今後の予定

パブリックコメント及び公聴会を経て、第5回中央交通安全対策会議専門委員会議（来年1月予定）で最終議論。

来年3月開催予定の中央交通安全対策会議で決定。

公 安 委 員 会 説明資料No. 5	第6次社会資本整備重点計画案及び 第3次交通政策基本計画案 に対する意見の募集について	令和7年11月6日 交 通 局
------------------------	---	--------------------

1 第6次社会資本整備重点計画案

(1) 社会資本整備重点計画の概要

社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）に基づき、社会資本整備事業を重点的かつ効率的に推進するため、主務大臣等（国家公安委員会、農林水産大臣及び国土交通大臣）が案を作成し、社会資本整備審議会における審議を経て閣議決定するもの。

(2) 警察関連の主な施策

- 予防保全の考え方に基づく戦略的な維持管理の更新等の推進
- バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
- 生活道路等における人優先の道路空間の形成
- より円滑な道路交通の実現のための交通渋滞の緩和対策の推進
- 災害発生時において安全かつ円滑な交通を確保するための対策の推進

2 第3次交通政策基本計画案

(1) 交通政策基本計画の概要

交通政策基本法（平成25年法律第92号）に基づき、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣総理大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が案を作成し、交通政策審議会及び社会資本整備審議会における意見聴取を経て閣議決定するもの。

(2) 警察関連の主な施策

- 自動運転車の走行の安全性・円滑性の向上に資する走行環境の整備の推進
- 運転免許証のデジタル化の推進

※ その他、第6次社会資本整備重点計画に掲げられた施策等を含む。

3 計画期間

社会資本整備と交通政策の連携を強化し、その一環として両計画を一体的に策定・推進するため、計画期間を令和7年度（計画策定後）～令和12年度に統一。

4 今後の予定

11月21日まで意見公募手続を実施予定

その後閣議決定（国土交通省等と共同請議）

公 安 委 員 会	AIとデジタル・フォレンジックに関する国際会議の開催結果について	令和7年11月6日
説明資料No. 6		サイバー警察局

1 概要

INTERPOL主催（警察庁及びJC3共催）でAI（人工知能）とデジタル・フォレンジックに関する国際会議（INTERPOL Conference on AI in Digital Forensics）を開催

2 会議の目的

- AIのデジタル・フォレンジックへの活用や、AIが関係する犯罪手法とそれに対処する解析手法の共有
- 情報共有及び協力促進を通じて、法執行機関がAIを用いた犯罪に対処する能力を強化

3 開催日・場所

令和7年10月28日(火)～30日(木)

一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター(JC3) 東京都千代田区

4 参加者

約100名

- ・各国法執行機関のデジタル・フォレンジックの実務者・専門家（34か国）
- ・国際機関、民間企業、学術機関の実務者・専門家

5 結果

- 25件の発表が行われ、各国で顕在化しているAIを悪用した犯罪手口などの脅威やディープフェイク検知技術などの対策について、情報共有及び討議が行われた。
- 日本警察からは、フェイク画像の法科学的分析（科学警察研究所）や、大規模言語モデルによるマルウェアの解析（警察大学校サイバーセキュリティ対策研究センター）について、発表した。

